

嬉野市「空き家バンク」 利用促進補助金



「空き家」活用してみませんか？

「空き家バンク」に空き家を登録したり、登録してくれる空き家を紹介すれば補助金がもらえます！

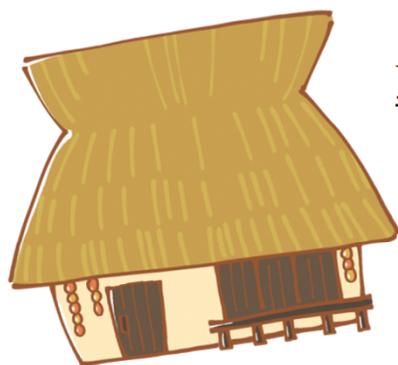


みんなの力で空き家をへらそう！

対象：空き家を持っている人
空き家を使いたい市外の人
空き家の持ち主を知っている人

補助金の額：最大50万円以上 ※詳しくは裏面へ
※市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件を、リフォームした場合

★空き家のリフォームの場合は、事前申請が必要です。
事前申請がない場合には補助金を受け取れません。



☆市税に滞納がないこと、不動産仲介業者でないこと、暴力団等でないことも条件です。



[お問い合わせ] 嬉野市役所 企画政策課

TEL: 0954-66-9117 Mail: kikaku@city.ureshino.lg.jp

●空き家バンク利用促進補助金の詳細

どんなとき？	条件は？	いくらもらえるの？	
リフォームするとき	市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件をリフォームする場合 ※事前の申し込みが必要	リフォーム費用の1/2	上限50万円
DIYでリフォームするとき	市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件をDIYでリフォームする場合 ※事前の申し込みが必要	材料費実費額	上限10万円
不要物を撤去するとき	空き家バンク登録物件にある不要物を撤去する場合	撤去費用実費額	上限8万円
仏壇を撤去するとき	空き家バンク登録物件にある仏壇を撤去する場合	撤去費用実費額 ※魂抜き費用は×	上限2万円
家を清掃するとき	市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件をハウスクリーニングする場合	クリーニング費用実費額	上限5万円
市に空き家を紹介したとき	空き家バンクに登録してもらえる空き家を市に紹介した場合	1件につき	5千円
空き家を登録したとき	空き家を、市の空き家バンクに登録した場合	1件につき	1万円
優良物件を登録したとき	築20年以内で、改修の必要のない空き家を、市の空き家バンクに登録した場合	1件につき	1万円
3万円以下で家を貸すとき	耐震基準を満たす空き家を、家賃3万円以下で市の空き家バンクに登録した場合	1件につき	1万円
空き家を借りるとき	市外からの転入者が空き家バンク登録物件を利用する際に、仲介手数料を支払う場合	仲介手数料実費額	上限5万円

●空き家をリフォームするときは、事前に申込が必要となります。

●詳しくは嬉野市役所ホームページをご覧ください。市役所塩田庁舎
企画政策課(0954-66-9117)までお尋ねください。

問合せ及び申込み先

佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地

嬉野市役所 2階 企画政策課

TEL:0954-669117

MAIL:kikaku@city.ureshino.lg.jp



佐賀県嬉野

